**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第364号）**

**〔　質問書に対する回答期限根拠等文書不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和４年11月16日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和３年10月14日、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

　　　　広第1569号令和３年10月８日の回答は令和２年10月19日付けの質問の回答です。回答が府民をばかにしたようにほぼ１年後に回答しても良いという根拠等

２　実施機関は、本件請求に対し、令和３年10月28日、本件請求文書を作成していないことを理由として、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

　３　審査請求人は、同年11月12日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

広第1618号令和３年10月28日の不存在による非公開決定通知書を取り消すとの裁決を求めます。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

　１　審査請求書における主張

　　　私は、令和２年10月19日付けで大阪府知事宛に質問書を出しました。その回答を広第1569号令和３年10月8日としてほぼ１年後の令和３年10月10日に受け取りました。

　　　私は令和２年５月18日付けで、大阪府知事宛に大阪府知事への質問書に対する対応について（質問）という質問書を出しています。そして、その回答である広第1182号令和２年５月27日を受け取っています。回答の中で内容を受けた担当課が、できる限り速やかな対応を行うようにと書いてあります。私は回答が１年後では、とても速やかな対応とは思えません。また、質問書の回答は１月中旬にするという返事をもらっていましたし、回答も時間が１年も必要なものではないと思います。

私はそのため、令和３年10月14日に行政文書公開請求書（第1051号）を提出しました。その中で求めたのは、回答が府民をばかにしたようにほぼ１年後に回答しても良いという根拠等です。通知書では本件請求文書は、作成していないとなっています。

私は府の職員は法律や規則に基づいて仕事をしていると思います。当然のことですが、問題の回答の処理も同様であると思います。私は今回のこのような処理は立派な根拠が存在し、それに基づいてこのような処理をしたと思っています。それでなければ大阪府庁は無法状態ですといっているようなものです。あるいは、府民をないがしろにしても良いとなっていることになります。そうでないためにも何らかの処理要領の文書は存在するはずです。文書が存在した場合に不都合であるとしてもです。

もし、本当に根拠も無く今回のような対応を府職員がしていたとすると、大阪府知事が今回の衆議院選挙で首相が改革をしないという前に、大阪府政の改革をして欲しいと私は思います。口先だけの大阪府知事は必要ありません。

あくまでも希望ですが、私は公正中立の立場で常識的な判断能力を持ち、大阪府の犬と化していない、大阪府の御用機関となっていないというプライドを持って、府民のために働く審査会の皆さんに答申を出してもらいたいと思います。

　２　反論書における主張

（１）私は回答を受け取るまでに大阪府職員から２回うそをつかれています。１回目は審査請求に書いた年明けに回答を出すと言われたことです。２回目は回答が遅くなった理由です。そのうそは審査会が審査請求の答申を出さないからというものです。しかし、それは情報公開グループから、回答と答申は全く関係はありませんと明確に否定されました。このように２回もうそをつかれ、回答を１年近くも待たされました。これで大阪府職員が真摯な対応をしていると言えるのでしょうか。

（２）しかも、大阪府では職員が（１）のような対応をしてもとがめられる事も無く、職員の資質にも問題がないという判断のようです。それは普通に考えれば職員の対応が根拠に基づいているからと思われます。常識的に判断すれば根拠となる規則等が存在しなければなりません。それは表沙汰に出来る出来ないに関わらずです。

　　　審査会は存在しなければ成り立たない行政文書を、公開しなさいと答申するのが役目だと思います。そうでなければ審査会は大阪府職員はうそをついてもいいという、大阪府の対応を認めることになります。大阪府があくまでも行政文書が存在しないと主張するのであれば、大阪府政の不備がはっきりします。そして、このような大阪府政ではだめだとなり、大阪府政が良くなる方向に動くことになると思います。大阪府政を良くするために、審査会が存在していると私は思いたいです。

（３）大阪府が行政文書は存在しません、はいそうですねと審査会が対応するのであれば、審査会の存在価値はありません。審査請求そのものが意味を成さないことと同じです。

　　　審査会は審査請求の状況をしっかりと検討し、大阪府民にとって大阪府政をどうすれば良くできるかという観点から結論を導き出して欲しいと思います。そして、そのことを反映した答申を出していただけると私は信じています。

（４）大阪府のいいなりになる人を大阪府の犬と言います。組織では大阪府の御用機関となります。このような状況に審査会はなっていないことを、大阪府民は願っています。

（５）万が一でも審査会が（４）のような状況であったとしたら、それは大阪府民にとっては悲しいことです。公正中立で大阪府民のためにという矜持がない審査会員が、選ばれていることを嘆くしかありません。

　　　それでも、大阪府が明確な根拠も無く平気でうそをつき、大阪府民をばかにしたような対応をした事実はなくなりません。それは大阪府が大阪府民を健全な社会的生活あるいは公共サービスを受ける権利を侵害するという人権侵害をしている証拠あるいは証明になると思います。そして、審査会がそれを助長する組織だという証拠あるいは証明に答申はなると思います。このようなことにならないことを私は真に願っています。

　３　口頭意見陳述書における主張

　　　広第1182号令和２年５月27日の回答でも速やかに対応するとなっているにも関わらず、根拠もなしにうそまでついて回答を遅らせています。そのようなことを大阪府職員は、根拠もなしにやっていいのでしょうか。速やかに対応するという根拠はありますが、根拠もなしにそのことを無視していいと審査会が判断するのであれば、審査会として法令等でこうなっていると具体的に大阪府の対応の根拠を示して下さい。もし、それができないのであれば、大阪府に質問の回答をほぼ１年後にしてもいいという根拠を出すように答申して下さい。

　　　その余の主張は、別添のとおり（掲載省略）。

**第五　実施機関の主張要旨**

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

　１　弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明書における主張

（１）本件の経過

１　令和３年10月14日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第６条の規定により、「広第1569号令和３年10月８日の回答は令和２年10月19日付けの質問の回答です。回答が府民をばかにしたようにほぼ１年後に回答しても良いという根拠等」を求め、本件請求を行った。

２　同年10月28日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書を作成していないため、本件決定を行い、審査請求人に通知した。

３　同年11月12日、審査請求人は、本件決定を不服として行政不服審査法第２条の規定により、本件審査請求を行った。

（２）弁明の理由

実施機関は、審査請求人の本件請求に対応する行政文書を作成していないことから、条例第13条第２項の規定により不存在による非公開決定をし、審査請求人に対し、速やかに書面により通知を行ったもの。

（３）結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

　３　実施機関説明における主張

　　　本件請求に係る対象文書は作成しておらず、作成していないとしても不自然な点はない。

審査請求人は、令和２年１月以降、府職員の対応への不満を述べ、さらに同年４月からは接遇マニュアル必携に「たらい回しの禁止」という記載があることから、府職員が審査請求人をたらい回しにして、対応をしないという主張を繰り返し、同年８月３日、これに関連して本件審査請求とは別の審査請求（以下「別件審査請求」という。）を提起している。

審査請求人は、別件審査請求提起後も頻繁に質問書を出し、その数は２年間で26通に上っており、その大半がたらい回しに関する内容であった。

実施機関は、令和２年10月19日付けの質問書には「私は質問書の大阪府の職員のような対応はたらい回しと思いますが、大阪府はこのような状態をどのように表現するのですか、明確にお答え下さい。」とあったところ、たらい回しに関する別件審査請求手続が終了しておらず、見解を統一させるために審査会の答申を得てから、当該質問に対して回答するべきであると判断した。

そこで実施機関は、審査請求人に対して、別件審査請求に並行して質問書に回答をするとたらい回しに関する議論が拡散するため、審査会の答申が出るまで質問の回答を控えたいと説明をした。

答申が令和３年９月17日に発出されたところ、実施機関は、同月29日に裁決を出し、同年10月８日付けで回答を行った。結果として、令和２年10月19日付け質問書に対する回答に約１年を要した。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　審査請求人は、実施機関は、質問書に対してほぼ１年後に回答しているところ、そのような対応をしても良いという根拠が存在するはずであり、文書は存在すると主張する。

これに対し、実施機関は、対象文書を作成していないことから、本件処分に違法、不当な点はないと主張している。

争点は、本件請求に関する対象文書がないことが不合理であるかということである。

この点、各部局における事情や質問書の内容は多様であり、府民からの質問書についてその対応を全庁的に一律に定めることは困難であることに鑑みれば、対象文書が存在しないことが不合理であるとはいえない。

よって、本件決定に違法、不当な点はない。

３　結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

４　付言

審査請求人は、審査請求書において、「本当に根拠も無く今回のような対応を府職員がし　　　ていたとすると、大阪府知事が今回の衆議院選挙で首相が改革をしないという前に、大阪府政の改革をして欲しいと私は思います。口先だけの大阪府知事は必要ありません。

あくまでも希望ですが、私は公正中立の立場で常識的な判断能力を持ち、大阪府の犬と化していない、大阪府の御用機関となっていないというプライドを持って、府民のために働く審査会の皆さんに答申を出してもらいたいと思います。」と主張している。

さらに審査請求人は、反論書において「私は回答を受け取るまでに大阪府職員から２回うそをつかれています。」、「これで大阪府職員が真摯な対応をしていると言えるのでしょうか。」、「大阪府が明確な根拠も無く平気でうそをつき、大阪府民をばかにしたような対応をした事実はなくなりません。」等と主張し、口頭意見陳述では、その大半において、行政の対応への不満を主張している。

しかし、審査請求は、行政文書公開請求に対する決定の内容について、条例に照らして違法、不当がないかを審査し、もって請求者の権利利益の救済を図るものであり、行政の対応の当、不当を審査するものではないことを付言する。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　丸山　敦裕、島尾　恵理、荒木　修、小谷　真理